

令和元年度 指定管理業務の評価表

1 施設概要

施設名	志摩市浜島ふるさと公園	所在地	志摩市浜島町檜山路553番地1
指定管理者名	特定非営利活動法人浜島スポーツクラブ	指定期間	平成29年4月1日から令和2年3月31日
設置目的	スポーツを通じて住民の体力向上及び心身の健全な発達を図り、もって住みよい地域社会を形成することを目的として設置する。		
業務内容	(1) 海洋センターの利用の許可に関する業務 (2) 海洋センターの利用に係る料金の徴収に関する業務 (3) 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がふるさと公園の管理上必要があると認める業務		
施設概要	平成8年3月21日竣工 多目的グラウンド（夜間照明なし）、テニスコート（オムニコート2面/夜間照明あり）、芝生広場（スチール遊具1基）、管理棟1棟、公衆トイレ3棟、駐車場（38台収容）		
職員体制	臨時職員3名		
施設所管課名	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課		

2 収支状況

		(A)	(B)	(C)	(単位：円)	
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	比較(C-B)	
収入	指定管理料	2,435,000	1,775,000	1,775,000	-	
	利用料金	495,000	386,000	286,000	-100,000	
	その他	59,571	49,667	51,906	2,239	
	前期繰越金	387,582	221,738	252,538	30,800	
	計(a)	3,377,153	2,432,405	2,365,444	-66,961	
事業収支	事業費	3,155,415	2,179,867	2,206,120	26,253	
		人件費	742,721	800,825	1,210,339	409,514
		その他	2,412,694	1,379,042	995,781	-383,261
	管理費	-	-	-	-	
		人件費	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
	計(b)	3,155,415	2,179,867	2,206,120	26,253	
収支差引額(a-b)		221,738	252,538	159,324	-93,214	

最新年度(C)と前年度(B)に収支の増減があったものについて記載	<p>【収入の部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金： 昨年度比でグラウンド3,500円、テニスコート96,500円の減収となった。テニスコートについては常連団体が昨年度の4団体から3団体に減り、3団体についても全体的に参加者が少なくなり活動日数が減少したこと、昨年度以上に悪天候日や猛暑日が多くキャンセルが相次いだこと、コロナによる長期休業等が要因となった。 <p>【支出の部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費： 臨時職員を2名から3名に増員したこと、また、これまで夏期のみ公園で従事していた職員を通年公園にしたことにより、昨年度比409,514円増となった。 ・その他： <ul style="list-style-type: none"> (光熱水費) 電気代が昨年度の低圧電気への切り替えが反映され185,608円になり、昨年度比40,881円減となった。 (修繕費) サッカーゴールのフレーム取替や照明修繕関係等で371,100円、昨年度比97,662円減となった。 (備品購入費) サッカーゴールネットとソーラー時計で93,474円、昨年度比278,547円減となった。
----------------------------------	--

指定管理者	市
<p>施設の管理運営や会計処理等は適切に行うことができました。</p> <p>建物・設備の保守点検、修繕業務、清掃業務については配置の職員が増員されたことにより、昨年度以上に十分行き届いた管理がなされました。</p> <p>利用者数については、従来からの人口減少・少子高齢化や、近年の不安定な天候・気象によるところもありますが、この数年は特に減少が著しくなっています。</p> <p>グラウンドは夜間照明が撤廃されて以降は極端に利用が減少、テニスコートについても常連団体それぞれの活動自体が減少しており、公園の利用率向上については昨年度に引き続き課題となっています。</p>	<p>指定管理者として、年数も長くなってきたが、施設管理については、経費節減に努めており、適正な運用がなされている。</p> <p>今後は、施設の適正運用を保ちつつ、利用者数の増加に向けて地域との関わり方や学校との連携、健康増進や介護予防に取り組む団体等との連携事業を積極的に取り組むことを期待したい。</p> <p>また、地域住民のみならず、市外からの利用者増加にも視野に入れ、学生合宿等の積極的な受入にも取り組み、地域事業者と連携して地域活性化に繋がる事業展開を期待する。</p>

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価内容	判定	評価理由	判定	評価理由
施設設置目的の達成	①施設の目的や基本方針の理解	A	施設の目的や基本方針を十分に理解して管理を実施した。	A	施設の目的や基本方針については、日々の業務にも理解の程が見受けられた。
	②施設設置目的の達成度	A	施設の設置目的である、住民のスポーツを通じての体力向上及び心身の健全な発達に資することができた。	A	施設の利用者数・運営状況から施設の設置目的は達成できたと思われる。
	③運営状況	A	施設の供用日数・供用時間は守られた。3月4日以降年度末まで志摩市による新型コロナウイルス感染拡大防止措置により全館臨時休業となった。	A	緊急措置による臨時休業以外は事業計画書に計画された運営が行われた。
	④職員の配置状況・勤務実績	A	職員の配置状況・勤務実績に問題はなかった。	A	職員の配置は適切に行われていた。
	⑤意思疎通	A	相談・連絡は電話・訪問等により密におこない、報告についても遅滞なくおこなった。また内容及び処理に疑義が生じた場合は教育委員会の指示を仰いだ。	A	定期連絡はないものの、必要な際には随時連絡により遅滞なく情報共有できた。
	⑥各種管理記録等の整備・保管	B	点検記録等の整備保管は適正に行われた。修繕、故障等については一部不十分なものがあつた。	B	各種の記録については、適正に整備・保管がなされていたが、一部不十分な個所については適正に取り扱われたい。
	⑦使用許可等	A	協定書の定めるところにより適正に事務を行った。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑧利用料金等の徴収状況	A	概ね協定書の定めるところにより適正に徴収した。	A	協定書に定めるところにより適正に事務を行っていた。
	⑨個人情報	A	個人情報の取扱いが適正になされていたか。	A	個人情報取扱特記事項の内容をよく理解し、適正な取扱いがなされていた。
	⑩法令遵守	A	運営に関連する地方自治法、スポーツ基本法を理解し、遵守した。	A	法令違反は見受けられなかった。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者増加への取り組み	A	常連客の夜間の鍵の返却については管理棟に専用の箱を設置し、返却の手間を省いた。また、テニスコートの夜間照明修繕など、利用者からの要望や連絡には迅速に対応した。	A	自主的に利便性を向上させる取り組みが多く見られ、利用者満足の上向が図られた。
	②利用者の平等な利用	A	シフトにより顔を合わせない職員もいるため、『職員用回覧板』にて期間限定の対応やイレギュラーな対応が必要になったとき等は申し送りをし、サービス水準の確保に努めた。	A	サービスの質を落とすことのないよう日々改善に取り組んでおり、サービス水準は、期待される水準にあった。
	③適切な情報提供	A	SNSや館内掲示板を活用し、施設の利用予定やイベントの情報発信を図った。特に今回のコロナ関係の休業を含む情報周知については、SNSを利用しない層の会員へは電話連絡も行い、取りこぼしのないよう努めた。	A	すべての利用者が情報が得ることができよう、電話連絡やSNS等を活用して情報提供に努められた。
	④非常時・緊急時の対応	A	津波・地震発生時の職員配置、傷病人発生時の対応マニュアルは目につくところに掲示している。津波避難訓練についてはイベントとして一般参加者を募る形で毎年実施しており、職員もスタッフとして参加している。	A	緊急時のマニュアルが整備されており、従業員及び利用者を含めた訓練に取り組まれている。
	⑤苦情解決体制及び対応	A	利用者からの意見・苦情を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	A	公園の臨時職員と海洋センター職員が密に連絡を取り合い、苦情・要望等があれば海洋センターより出向き、迅速に対処できた。
	⑥自主事業	A	利用者ニーズに即した自主事業が行われていたか。	A	スポーツ教室の運営はそれぞれ活発な活動をおこない、イベント・大会についても9事業開催し、いずれも多数の参加があり好評を得た。
	⑦事業の評価	A	事業実施後に確認・見直しが行われ、次年度につなげる取り組みがなされたか。	A	事業実施後は職員間での話し合いのほか、理事会・運営委員会を開催し、各事業の反省の機会を設けた。反省点については議事録にまとめ、次年度の事業の改善に反映させた。
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	A	建物、設備、植栽等については臨時職員を2名から3名に増員したことにより、安全性・美観ともにこれまで以上に行き届いた管理がなされた。	A	施設設備等について安全上の問題はなかった。
	②備品の管理	A	備品台帳に基づき、備品の管理・点検・保守は適切に行われていたか。	A	備品台帳に基づいた適切な管理・点検・保守がなされ、備品等はきちんと整備されていた。
	③備品・設備等の整理整頓	A	備品・設備等がきちんと整理整頓され、利用者の妨げとなるような状態で放置されていないか。	A	倉庫等については定期的に機会を設け、整理・整頓している。

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。

指定管理業務項目別評価表

評価項目		評価			
		指定管理者		市	
業務運営項目	評価の基準	判定	評価理由	判定	評価理由
施設・設備等の維持管理	④修繕業務	B	1件30万円未満の修繕は速やかに実施した。内容の記録については一部失念したものがあつた。	B	異常が認められた際は速やかに適切な処置が講じられていたが、内容の記録に一部失念したものがあつたため、早期改善を求める。
	⑤清掃業務	A	施設の清掃・芝刈り等については担当の臨時職員3名が常時おこない、夏期等、必要があれば海洋センター配置の職員も作業をおこない、清潔な状態を保つよう努めた。	A	清掃が行きとどいており、清潔な状態が保たれていた。
	⑥防犯体制	A	鍵の管理は適切に行った。防犯対策については配置の臨時職員より不審情報等、密に連絡・報告を受け、対処した。	A	鍵はきちんと管理されており、防犯面でも適切な対応がなされていた。
健全な財務・適切な会計処理	①会計処理は適正になされているか	A	会計帳簿を備え、伝票等の会計関係書類も適切に保管している。普段の会計処理は事務員がおこない、毎月ごとに会計士に監査を委託している。決算についても同様に事務員が作成し、会計士が精査している。	A	帳簿類の整備、関係書類の保管は適正に行われている。会計処理も簿記の有資格者及び税理士が行っているため問題ない。
	②公租公課に滞納はないか	A	国税・地方税・社会保険料等の公的な債務について、履行遅滞となっていないか。	A	期限内に納付されていることを領収書等で確認済み。
	③適正な収支状況にあるか	A	収支のバランスは適正か。債務超過に陥っていないか。	A	決算資料等からも財務状況は健全であると判断できる。
所管課追加項目					

※各項目ごとの判定

判定	評価基準
A	協定書・仕様書・事業計画書に定める内容を忠実に履行、又は水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	概ね、協定書・仕様書・事業計画書に基づいて運営がなされているが、一部に改善の必要性が認められる。
C	協定書・仕様書・事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
N	評価対象設備が存在しない等、評価することできない、もしくはなじまない項目である。